

医療法施行規則第 30 条の 32 第 2 号に基づく病床の移動について

結核病床・感染症病床の整備

1 計画の概要

地域医療の確保のため、県立循環器呼吸器病センターの医療機能の一宮市立市民病院への移行に伴い、県立循環器呼吸器病センターが保有する結核・感染症病床を一宮市立市民病院に移設する。

2 整備計画

病床種別	区域	病床を整備しようとする施設	整備病床数	備考																				
結核病床	尾張西部医療圏	一宮市立市民病院 一宮市文京二丁目 2 - 2 2 一宮市長 谷一夫	18 床	(病院病床数の増加) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>計画</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>560</td> <td>560</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>結核</td> <td>0</td> <td>18</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>感染症</td> <td>0</td> <td>6</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>560</td> <td>584</td> <td>24</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状	計画	差引	一般	560	560	0	結核	0	18	18	感染症	0	6	6	計	560	584	24
		区分	現状	計画	差引																			
一般	560	560	0																					
結核	0	18	18																					
感染症	0	6	6																					
計	560	584	24																					
		(再編により減床する病院) 県立循環器呼吸器病センター 一宮市大和町苅安賀 2 1 3 5 愛知県知事 神田真秋	- 床	(病院病床数の減少) <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>現状</th> <th>計画</th> <th>差引</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>230</td> <td>0</td> <td>230</td> </tr> <tr> <td>結核</td> <td>50</td> <td>0</td> <td>50</td> </tr> <tr> <td>感染症</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>286</td> <td>0</td> <td>286</td> </tr> </tbody> </table>	区分	現状	計画	差引	一般	230	0	230	結核	50	0	50	感染症	6	0	6	計	286	0	286
区分	現状	計画	差引																					
一般	230	0	230																					
結核	50	0	50																					
感染症	6	0	6																					
計	286	0	286																					

3 計画により行おうとする診療機能

(1) 県立循環器呼吸器病センターの感染症医療の継承

- ・県立循環器呼吸器病センターが指定を受けている第二種感染症指定医療機関としての機能を継承する。

(2) 尾張西部医療圏における呼吸器疾患の拠点病院としての体制整備

- ・市民病院に結核病床を整備することに伴い、総合病院の機能を生かした地域の呼吸器疾患に係る拠点病院として位置づけを図る。
- ・これにより、呼吸器科系の医師が当該病院に勤務する魅力が増すことから、呼吸器内科及び呼吸器外科の医師の確保が図られる。
- ・さらに、呼吸器内科と呼吸器外科が揃って充実することで、地域がん診療連携拠点病院としての一宮市立市民病院の肺がん診療機能の強化が図られる。

4 結核及び感染症病床の現状

	基準病床(H18.3.31 公示)	既存病床(H21.9.30 現在)	差引
結核病床	280 床	364 床	84 床過剰
感染症病床	70 床	64 床	6 床不足

結核病床は病床過剰のため、病床整備にあたっては医療審議会の意見を聴いた上で厚生労働省への協議が必要となる

(感染症病床は病床非過剰であり、厚生労働省への協議は特段不要)

5 病床整備に至る経緯

- (1) 医療圏（尾張西部医療圏地域医療連携検討WG）における協議状況
- 平成20年7月～12月の間に3回の会議を開催し、「一宮市立市民病院については県立循環器呼吸器病センターとの統合も視野に連携を強化する」との意見が取りまとめられた。
- (2) 公立病院等地域医療連携のための有識者会議における協議状況
- 平成21年2月25日に公表された報告書において、「一宮市立市民病院は、『心筋梗塞』における医療機能の充実が求められており、また、地域住民に対して、合併症治療におけるより質の高い医療提供を行うため、県立循環器呼吸器病センターとの統合も視野に入れつつ、連携の強化を図っていく必要がある。」とされた。
- (3) 病院間の協議状況
- 一宮市立市民病院と県立循環器呼吸器病センターとの間で病院統合に向けた具体的な検討を行うため「尾張西部医療圏における循環器医療のあり方に関する協議会」を設置した。
 - 協議会では平成21年1月から12月の間に4回の会議を開催し、県立循環器呼吸器病センターの医療機能（循環器医療、結核・感染症医療）を一宮市立市民病院に移行することについて合意した。

6 病床整備の必要性（結核病床）

- (1) 尾張西部地域に結核病床を整備する必要性
- 県内の結核病床の配置状況を地域別に見ると、名古屋市以西の尾張西部及び北部地域（海部医療圏、尾張西部医療圏、尾張北部医療圏）には県立循環器呼吸器病センター以外には結核病床がなく、結核病床が廃止となると、当該地域における結核患者の受け入れに重大な支障が生ずる恐れがある。
 - 現状でも県立循環器呼吸器病センターの結核病床は常時10数名の結核患者を受け入れており、今後とも当該結核患者の受け入れ先を確保する必要がある。
- (2) 一宮市民病院に結核病床を整備する必要性
- 結核医療患者は通常、合併症を有するケースが多く、その対応のためには総合病院など他の診療科も揃った病院に結核病床を整備することが望ましい。
 - 結核医療は流行時を想定して一定の病床及び医療従事者を常時確保しておく必要があることから、いわゆる不採算医療とされているが、政策医療として対応することが求められている医療でもあることから、自治体立病院などの公的医療機関で対応することが適当と考えられる。
 - 以上を勘案すると、尾張西部地域に所在する公立病院である一宮市立市民病院が、県立循環器呼吸器病センターからの医療機能の移行に伴い、病院の建て替え整備に併せて結核病床を整備することが、地域医療の確保のために必要と考えられる。
- (3) 整備する結核病床数及びその必要性
- 最近の県立循環器呼吸器病センターにおける結核患者数は、平均して10数名の患者数となっているが、結核医療の見直しにより、今後は更に、外来治療を中心とした治療方法に移行することが想定されることから、現状の結核患者数に対応した病床数を確保すれば、今後の結核患者の対応も充分可能と考えられる。
 - 今回、一宮市立市民病院においては結核病床を18床整備する計画となっているが、上記から適当な病床数であると考えられる。

（参考 根拠規定）

医療法施行規則第30条の32第2号における「厚生労働大臣が認める事情」

H18.6.9 厚生労働省医政局指導課長通知

「複数の公的医療機関等を含め、医療機関の再編統合を行う場合にあっては、再編統合後の複数の医療機関の病床の数の合計数が再編統合の対象となる複数の公的医療機関等を含めた医療機関の病床の数の合計数に比べて減っていること。」